

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

(一 一般事項)

1 総記

(1) 業務名

三重県警察学校外2庁舎自家用電気工作物保安管理業務

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

三重県津市高茶屋四丁目 2750-1 三重県警察学校

三重県津市高茶屋五丁目 3485 三重県警察学校2

三重県津市高茶屋四丁目 2746-1 三重県警察機動隊

(4) 受注者（以下「乙」という。）は、自家用電気工作物保安管理業務について契約図書に基づき遅延なく誠実に実施するものとする。

(5) 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(6) 乙は、発注者（以下「甲」という。）の事業運営に協力しなければならない。

(7) 乙は、業務の履行に当たっては電気事業法等関係法規、保安規程を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

(8) 公共施設であることを考慮し来庁者等への接遇等に十分配慮すること。

(9) 仕様書等契約図書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。

(10) 仕様書等の内容に変更が生じた場合は、契約変更を行うものとする。ただし軽微な変更については、甲、乙が協議する。

なお、経済変動に伴う契約金額のスライド変更等は行わないものとする。

2 用語の定義

本仕様書及び特記仕様書において用いる用語の定義は、「電気事業法」、「電気事業法施行規則」、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修令和5年版）」による。

3 請負者の負担の範囲

(1) 点検及び保守に必要な工具、計測機器等は設備機器に附属して設置されているものを除き乙の負担とする。

(2) 点検及び保守に必要な消耗品、材料、油脂等は乙の負担とする。

(3) 甲は、点検及び保守に必要な電気、ガス、水道等を必要最低限で乙に提供する。

4 報告書の書式等

報告書の書式は別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

(二 業務関係図書)

1 業務計画書

乙は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格、時間内、時間外、緊急時の連絡先等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 作業要領書（停電、定期点検等の場合）

乙は、特記仕様書に定める保安管理業務を実施するに先立ち、作業体制、工程、連絡体制、作業内容等、必要な事項をまとめた作業要領書を作成し、甲に提出しなければならない。

3 貸与資料

業務遂行上必要とする図面、機器図、取扱説明書等は閲覧することができる。

4 業務の記録と報告

(1) 乙は、施設管理担当者と協議した結果については、業務打合せとし記録しなければならない。

(2) 乙は点検結果報告書、試験成績書等を作成記録し、その都度施設管理担当者に提出し確認を受けなければならない。

5 記録の保存

甲及び乙の双方は次の記録を原則3年間保存するものとする。

(1) 点検、測定及び試験の記録

ただし、試験のうち絶縁油に関する記録は前回実施記録を保存するものとする。

(2) 電気事故、故障等に関する記録

(三 業務現場管理)

1 業務管理

契約業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。また、乙内及び甲乙間の密接な連絡体制を構築し業務の履行に関しての問題を速やかに解決しなければならない。

2 業務責任者

乙は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

甲は、業務の遂行上、業務責任者が不相当と認められる場合は、その事由を明示し交代を求めることができる。

3 業務条件

業務を行う日及び時間は、特記仕様書による。

4 業務の安全衛生管理

業務責任者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。本委託は電気の保安に関することであるため、以下の事項に注意すること。

(1) 単独作業の禁止

乙は、高圧回路の停復電、送電操作を伴う作業、高圧活線近接作業、高所作業等危険を伴う作業を行う場合は、複数で作業を行い、安全を確保しなければならない。

(2) 保護具、防護具の使用

乙は、充電部作業を行う場合、適正な絶縁防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。これらに必要な防具、保護具は労働安全衛生規則に従い、乙の負担で常備、管理しなければならない。

5 火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しないこと。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

6 喫煙

喫煙は、原則禁止とする。

7 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

(四 業務の実施)

1 業務担当者

(1) 業務担当者とは、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するもので、取扱機器に関連する国家免許及び技術講習終了者若しくは同等以上の技能を有する者とする。

(2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

(3) 乙は、業務担当者を定め施設管理担当者に届けるものとする。内容は、乙との雇用関係及び資格の証明ができるものでなければならない。

(4) 甲は、業務の遂行上、業務担当者が不相当と認められる場合は、その事由を明示し、交代を求めることができる。

2 服装等

業務に携わる者については、一定の衣服を着用し、名札又は腕章を着け、乙の従業員であることを明らかにすること。

3 別契約の業務

業務に密接に関連する別契約の業務については、施設管理担当者の監督下において、他業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施できるよう協力するものとする。

4 施設管理担当者の立会い

作業等に際して、施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

5 損害等その他

(1) 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については乙がその費用を負担する。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、甲がその費用を負担するものとし、その損害額は、甲、乙協議して定める。

(2) 作業中に建物・工作物・その他に破損等を発見した時は直ちに甲に報告しなければならない。また、不審物の発見及び遺失物を拾得した場合も同様とする。

(五 業務に伴う廃棄物の処理等)

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として乙の負担とし、関係諸法令、規則に従い適切に処分する。

(六 業務の検査)

1 乙は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは業務完了報告書を提出し、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、乙から提出された書類及び現場を検証し、内容が仕様書等に合致しない場合は、作業の手直し及び業務の遂行を指示・命令をすることができる。

乙は、甲から指示・命令を受けたときは速やかに手直し・補正等を行いその結果について文書で報告しなければならない。

(七 建築物内施設等の利用)

- 1 共用施設の利用
建物内のトイレ、エレベーター等の一般共用施設は、利用することができる。
- 2 駐車場の利用
施設駐車場の利用可否については、甲、乙協議する。

(八 作業用仮設物、持ち込み資機材等)

- 1 作業用仮設物等
作業中における案内板等については、適切に配置しなければならない。
- 2 持ち込み資機材の残置
非常駐の業務にあつては、乙が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であつて、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。
なお、残置資機材の管理は、乙の責任において行う。
- 3 危険物等の取扱い
業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物等の取扱いは、関係法令等によることとし、持ち込みをする際は予め施設管理担当者の承認を得るものとする。

(九 保安管理業務等の承継)

乙の負担で以下の事務承継を行うものとする。

- 1 乙内の承継
乙は保安管理業務等を遂行している人員及び関係する人員に異動等、やむを得ない事情で変更が生じた場合、保安管理業務等に必要な現地設備に関する知識、故障・修理・更新・操作の履歴等、管理上得た知識、技術等を包括的に確実に引き継ぐものとする。
- 2 受注者との承継
乙は当該委託契約が終了し、次回の委託契約の更新がなされなかった場合は、次の受託者に対して前項と同様に事務承継を行うものとする。

(十 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置)

- 1 乙は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (1) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (3) 甲に報告すること。
 - (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等のおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。
- 2 乙が1(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

自家用電気工作物保安管理業務特記仕様書

1 適用

対象設備は、発注者（以下「甲」という。）の設置する「2 業務の対象」の自家用電気工作物とする。受注者（以下「乙」という。）は電気事業法、電気事業法施行規則等関係法規及び保安規定を遵守し、電気主任技術者業務を含む保安管理業務（自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係わる業務）の円滑な遂行を図り、誠実にこれを行い電気工作物の正常な維持、運用に努めるものとする。

2 業務の対象

(1) 事業所の所在地及び名称

三重県津市高茶屋四丁目 2750-1 三重県警察学校
三重県津市高茶屋五丁目 3485 三重県警察学校 2
三重県津市高茶屋四丁目 2746-1 三重県警察機動隊

(2) 電気設備の概要

別紙のとおり。

3 業務の前提

(1) 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を乙に連絡する連絡責任者（施設管理担当者）を定め、その氏名と連絡方法を乙に通知するとともに、契約の履行に関して乙との連絡に充てるものとし、点検を行う場合は事前に連絡責任者の指示又は協議の上、実施日時を決定するものとする。やむを得ない理由により実施日時を変更する場合は改めて協議の上決定するものとする。

(2) 乙は、電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 2 号の要件を満たす者であって、以下の項目が社内規定等に明確に規定され、点検を含む保安管理業務を実施できる者であること。

ア 保安管理業務にあたる者は、乙の従業員であること。

イ 保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者（「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」の業務担当者）が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること

ウ あらかじめ定められた間隔で保安管理業務の見直しや評価を行い適切な改善を図ること。

エ 保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務を兼務しないこと。

オ 乙は、保安業務担当者及び保安業務従事者の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を書面により甲に通知するものとし、甲は保安業務担当者及び保安業務従事者と面接等を行い、本人確認を行うものとし、変更が生じた場合も同様とする。

カ 保安業務担当者及び保安業務従事者は、電気主任技術者免状の交付を受け、経済産業省告示（平成 15 年経済産業省告示第 249 号）（以下「告示」という。）に規定された自家用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間を有するものとする。

キ 保安業務担当者は、事業所の点検を自ら行うこと。ただし、以下の場合は甲の承諾を得て保安業務従事者に点検を行わせることができる。

(ア) 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの的確に行われる体制となっていること。

(イ) 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行う

こととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。

(ウ) 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については告示第3条第3項の値（以下「告示の値」という。）を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。

(エ) 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと

(3) 再委託の禁止

乙は、委託業務を再委託してはならない。

(4) 乙は、高電圧、高所作業等における労働災害事故に備え、労働者災害補償保険に加入するものとし、労働者災害補償保険証の写しを甲に提出するものとする。

(5) 人員及び体制

乙は、保安管理業務を実施するに当たり、乙の従業員である者から5名以上の体制を整え、その構成は全員が電気主任技術者及び1名以上の第1種電気工事士をもって充てるものとし、以下の書類を提出し、甲の承諾を受けなければならない。

ア 5名以上の体制構成員全員の氏名、生年月日、実務経験、電気主任技術者免状の種類及び番号並びに第1種電気工事士免状の番号の一覧表

イ 電気主任技術者免状及び第1種電気工事士免状の写し並びに第1種電気工事士にあっては定期講習を5年以内に受講した証明書の写し

(6) 緊急時等における体制

緊急時等で甲からの要請を受けた際、保安業務担当者又は保安業務従事者は甲の事業場まで遅滞なく到達できなければならない。遅滞なくとは1時間以内とする。

4 保安管理業務の対象の把握

乙は、保安管理業務等の遂行上必要がある場合は、甲の協力の下、現地、電気保安に関する書類、図面、記録等を調査するものとする。

調査に当たっては、あらかじめ調査日時、調査対象等について施設管理担当者に承諾を得るものとする。

5 保安管理業務の内容

保安管理業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 乙は、電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次により別表1「点検、測定及び試験の基準」のとおり行い、電気設備技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項がある場合には、必要な提案又は助言を行うものとする。

ア 月次点検は、施設の点検、測定及び試験を隔月1回行うものとする。

点検を行う場合は、事前に施設管理担当者に連絡の上日時を調整するものとする。

やむを得ない理由により実施日時を変更する場合は、改めて協議の上決定するものとする。

イ 年次点検は、施設の点検、測定及び試験を年1回行うものとする。点検に際しては、甲の指定する機器に給電できるよう、電源を用意するものとする。

点検日時は、休日を含む甲が指定する日に実施するものとする。ただし、気象条件、災害、業務等による日程変更をする場合がある。また、無停電による点検時には、次の(ア)から(カ)までと同等と認められる点検結果であるか判定し報告するものとする。

契約期間中の年次点検は、別表1の注(1)の年次点検区分によるものとする。

- (ア) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第 58 条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
 - (イ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第 17 条に規定された値以下であること。
 - (ウ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
 - (エ) 非常用予備発電装置が常用電源停電時に自動的に起動し、停電復旧後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。
 - (オ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。
 - (カ) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブルが、PCB 管理標準実施要領Ⅱ. 2.(1)に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。
- ウ 臨時点検は、別表 1「点検、測定及び試験の基準」のとおり行うものとする。また、甲の依頼により必要に応じて施設の点検、測定及び試験を行うものとする。
- エ 電気工作物の工事中の点検は、別表 2「工事期間中に関する点検の基準」のとおり行うものとする。
- オ 太陽電池発電設備の点検、測定及び試験は、別表 3「太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準」のとおり行うものとする。
- カ 乙は、絶縁監視装置を設置し、低圧電路の絶縁(漏電)を 24 時間監視するものとする。監視に要する機器、機器の設置、通信料金等は乙の負担とする。
- キ 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時(警報動作電流 50mA 以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合)に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- ク 乙は、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存するものとする。
- (2) 乙は、電気工作物の工事及び円滑な運用、維持を図るため、技術基準に適合するよう、以下の場合について、甲に提案又は助言を行うものとする。
- ア 電気工作物の設計の審査については、甲の通知を受けてその都度行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合
- イ 電気工作物の工事で、電気工作物の設置又は変更の工事が 1 週間以上にわたる場合は、甲の通知を受けて毎週 1 回点検(別表 2「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合
- ウ その他、電気工作物の工事、維持及び運用について、技術基準に適合しない事項がある場合。
- (3) 乙は、電気工作物について、電気事故、災害、その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲又は電力事業者等から通知を受けたとき及び乙の点検中に同様であるときは、原因究明及び現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等を施すものとし、再発防止についてとるべき措置を提案又は助言し、必要に応じて臨時点検を行うものとする。措置等にかかる費用等は、甲、乙で協議するものとする。また、電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及びその手続を行うものとする。なお、乙は、これに対応するため保安業務担当者又は保安業務従事者及び電気主任技

術者又は電気工事士相当の知識を有する者5名以上の24時間体制を整えるものとし、この体制を自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書に定める業務計画書に添付して甲に提出するものとする。体制の構成員に変更があった場合も同様とする。

- (4) 乙は、甲が行う当該業務委託による電気主任技術者の外部委託に必要な関係官庁その他に対する一切の書類を作成及び提出するものとする。
- (5) 電気事業法第107条に基づいて行われる立入検査には、甲の通知に基づいて乙が保安業務担当者を派遣して立会うものとする。
- (6) 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務、竣工検査業務、測定業務、開閉器等の操作業務及びその他業務を行う場合の費用は甲乙で協議する。
- (7) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は提案、助言又は協議を行うものとする。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- (ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (イ) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (ウ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、パワーコンディショナ、オートメーション化された工作機械群等）
- (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の(ア)から(カ)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

- (ア) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- (イ) 情報管理のため立入りが制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- (ウ) 衛生管理のため立入りが制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- (エ) 機密管理のため立入りが制限される場所（独居房等）
- (オ) 立入りに専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

ウ 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物

- エ 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの。
- オ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- カ 発電設備及び熱交換器の分解・整備、ばい煙測定等

なお、この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、甲は乙に分解・整備等の結果の記録を提示し、乙は必要に応じて助言を行うものとする。

- キ 感染症等の影響により、立入りが制限される場所

6 相互の連絡

甲及び乙は保安管理業務を的確に遂行する上で必要となる以下の事項について相手方に連絡するものとする。

- (1) 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとする。

ア 遅滞なく連絡する事項

- (ア) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- (イ) 安全上の事由又は物理的な事由により技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合
- (ウ) 有毒ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等の恐れが生じた場合
- (エ) 電気工作物の使用を休止する場合又は休止中の電気工作物の使用を開始する場合
- (オ) 感染症等により事業場への立入りが困難となるおそれがある場合

イ その他連絡する事項

- (ア) 経済産業大臣が電気事業法に規定する立会検査を行う場合
- (イ) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (ウ) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合
- (エ) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- (オ) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
- (カ) 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- (キ) 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- (ク) 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- (ケ) 電気事業者との需(受)給契約を変更する場合
- (コ) 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取り扱う設備がある場合
- (サ) 充電中の電気工作物に接近又は接近するおそれがある作業等を行う場合
- (シ) その他電気工作物の保安に関し必要な場合
- (ス) 緊急時の連絡先等を変更する場合

- (2) 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとする。

ア 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法

イ 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合

ウ その他必要な事項

7 相互の義務

- (1) 甲は、乙が実施する保安管理業務に関し乙に協力するとともに、乙の提案、助言した事項

及び乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置を執るものとする。

- (2) 甲は、保安規程に従い、電気工作物の自主保安に努めるものとする。
- (3) 甲は、電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施に当たっては、乙に意見を求めるものとする。
- (4) 甲は、電気関連法令に基づいて経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長に提出する書類の内容が保安管理業務に係る関係のある場合には、その作成及び手続きについて乙に提案、助言を求めるものとする。
- (5) 乙は、甲及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか問診を行うものとする。
- (6) 乙は、甲の保安規程に基づき保安管理業務を誠実にを行うものとする。

8 保安教育及び訓練

- (1) 乙は、甲が行う訓練（災害時、非常時を想定した訓練）に甲の要請があったときは、乙の従業員である保安業務担当者等を甲の指定する日時に派遣し、助言指導を行い、甲の訓練に協力するものとする。
- (2) 乙は、甲の要請があったときは、電気工作物の保安、電気事故に関する教養、講習を実施するものとする。

9 条件

令和8年度の契約締結は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

10 その他

この「特記仕様書」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとする。また、電気事業法施行規則第52条第2項の申請が1月以内に承認を得られなかった場合又は取り消された場合、甲は一方的に委託契約を解除することができる。

別紙

事業場 名称	事業場住所	電気設備の概要		非常用 予備発電 設備	太陽光 発電設備
		受電設 備容量 [kVA]	受電 電圧 [V]	容量 [kVA]	容量 [KW]
三重県 警察学校	三重県津市高茶屋 四丁目2750-1	850	6,600	150	56.9
三重県警 察学校2	三重県津市高茶屋 五丁目3485	130	6,600	-	-
三重県警 察機動隊	三重県津市高茶屋 四丁目2746-1	200	6,600	125	10.0

「注意事項」

- ・ 停電点検等の際は、電力供給事業者と連絡を取り合い、遺漏なく届出をし、業務を安全かつ確実に実施すること（電力供給事業者は別途連絡する。）。

別表 1

点検、測定及び試験の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受電設備（二次変電設備）・受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
母線、計器用変成器、 断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ、リアクトル その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○※1		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック	○	○	○		
変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○※1		
	絶縁油透明度チェック			○※3		
	絶縁油酸価度試験			○※3		
	絶縁油破壊電圧試験			○※3		
	内部点検			○※3		
	放電雑音チェック		○			
温度チェック	○	○	○			
受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	電圧・電流測定	○	○	○		
	絶縁抵抗測定			○※1		
	継電器の動作試験			○※1		
	継電器との結合動作試験			○※1		
	放電雑音チェック		○			
温度チェック	○	○	○			
接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※4	○※4		
構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・ 配電設備の金属製外 箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度	
蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年	○	○		
	液温測定	1回/年	○	○		
	電圧測定	1回/年	○	○		

電 気 工 作 物		点 検、測 定 及 び 試 験 項 目	月 次 点 検	年 次 点 検		臨 時 点 検
				(無 停 電)	(停 電)	
負 荷 設 備 ・ 受 変 電 設 備 (低 圧)	電 動 機、電 熱 器	外 観 点 検	○	○	○	必 要 の 都 度
	電 気 溶 接 機	電 圧 ・ 電 流 測 定	○※ 8	○※ 8	○※ 8	
	そ の 他 の 電 気 機 器 類	絶 縁 抵 抗 測 定			○※ 1, 6	
	照 明 装 置	接 地 抵 抗 測 定		○※ 4	○※ 4	
	配 線 及 び 配 線 器 具	温 度 チェック	○	○	○	
	接 地 装 置	漏 洩 電 流 測 定	○※ 5	○※ 5		
	配 電 線 路 の 電 線 等 及 び 支 持 物	絶 縁 監 視	○※ 7	○※ 7	○※ 7	
	小 出 力 発 電 設 備					
非 常 用 予 備 発 電 装 置	ガ ス タ ー ビ ン 及 び 附 属 装 置	外 観 点 検	○	○	○	必 要 の 都 度
		内 燃 機 関 及 び 附 属 装 置	起 動 試 験	○	○	
	発 電 機 及 び 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	必 要 の 都 度
		絶 縁 抵 抗 測 定		○※ 1	○※ 1	
		接 地 抵 抗 測 定		○※ 4	○※ 4	
	遮 断 器 ・ 開 閉 器 そ の 他 の 電 気 機 器 類	受 電 設 備 と 同 じ				受 電 設 備 と 同 じ
発 電 所	ガ ス タ ー ビ ン 及 び 附 属 装 置	外 観 点 検	○		○	必 要 の 都 度
		内 燃 機 関 及 び 附 属 装 置	起 動 試 験	○		
	発 電 装 置 及 び 附 属 装 置	外 観 点 検	○		○	必 要 の 都 度
		絶 縁 抵 抗 測 定			○※ 1	
		接 地 抵 抗 測 定			○※ 4	
		単 独 運 転 検 出			○	
	燃 料 電 池 及 び 附 属 装 置	発 電 状 況 確 認			○	
	接 地 装 置					
	遮 断 器 ・ 開 閉 器 そ の 他 の 電 気 機 器	受 電 設 備 と 同 じ				受 電 設 備 と 同 じ

注 (1) 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行うものとする。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定する。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は省略することができる。

(3) ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。

(4) 年次点検（無停電）は無停電で行う点検で、年次点検（停電）は停電をして行う点検をいう。

ただし、発電所においては、年次点検（停電）を実施するものとする。

(5) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことができる。

(6) ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことができる。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

なお、P C B混入の恐れがある場合は行わないことができる。

※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とすることができる。

- (7) ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことができる。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

なお、P C B混入の恐れがある場合は行わないことができる。

※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とすることができる。

- (8) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を省略することができる。

- (9) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることができる。

- (10) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検時、誤差試験を年1回行うものとする。

- (11) 年次点検区分

実施年度	5年度	6年度	7年度	8年度
実施区分	停電	無停電	無停電	停電

別表 2

工事期間中に関する点検の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電 設備) ・ 受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事 (接地線・保護管等)	外観点検	○
	構造物・配電設備 〔 受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等 〕	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○
負荷設備 ・ 受変電設備 (低圧)	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器その他の電気機器類	外観点検	○
発電所	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器その他の電気機器類	外観点検	○

注 (1) 工事中点検は、別表 2 に掲げる電気工作物の電気工事を対象に行うものとする。ただし、基礎・支持物等の工事中は、必要に応じて電話等による問診を行うものとする。

(2) 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行うものとする。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取り付け状態

別表 3

太陽電池発電設備の点検、測定及び試験の基準

設備	点検項目等	定期点検	
		月次点検	年次点検 (停電)
太陽電池アレイ	外観点検	○	○
	接地測定	—	○※1
中継端子箱（接続箱）	外観点検	○	○
	接地抵抗測定	—	○※1
	絶縁抵抗測定（アレイ側）	—	○※2
パワーコンディショナ	外観点検	○	○
	接地抵抗測定	—	○※1
	絶縁抵抗測定（交流出力側）	—	○※3
	入出力電圧確認	—	○
	単独運転防止機能動作確認	—	○※4
保護装置(受電設備)	保護継電器試験	—	○
引込開閉器	外観点検	○	○

注 (1) 月次点検は、電気設備（ただし、支持物は除く。）ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行うものとする。

ア 電気設備の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

なお、太陽電池アレイに目視により異常があった場合は必要に応じて、赤外線熱画像カメラによる確認を行うものとする。

(2) ※1を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を省略することができる。

(3) ※2を付した点検、測定及び試験は、原則として出力開閉器開放状態で行うものとする。

(4) ※3を付した点検、測定及び試験は、パワーコンディショナ商用側系統が絶縁監視装置の監視範囲内にあり、監視状態が良好の場合は省略することができる。

(5) ※4を付した点検、測定及び試験は、年次点検（停電）点検周期、又は商用（系統）側を停電する時に行うものとする。

(6) 発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとする。

契 約 書

三重県警察（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する（以下、「本契約」という。）。

1 契約事項

三重県警察学校外2庁舎自家用電気工作物保安管理業務

2 業務の内容

詳細は別添「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」、「自家用電気工作物保安管理業務特記仕様書」のとおり

3 契約金額

¥ 〇〇〇〇〇〇〇. -

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ 〇〇〇〇〇〇. -

消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（目的）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、自家用電気工作物保安管理業務を行い（以下「本件業務」という。）、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、〇〇〇〇〇〇円、又は免除とする。

（契約金額の支払い）

第3条 乙は、本件業務終了後、甲による履行確認を受けた後、表記3に規定する契約金額（以下「契約金額」という。）を、甲に請求するものとする。甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を乙に支払うものとする。ただし、甲が仕様書等又は特記事項において支払条件を別に定めた場合は、この限りではない。

2 月の中途において本契約が開始又は解除された場合、若しくは乙の責めに帰すべき事由により本件業務が履行できない場合は、その月分の料金は

次式により算出した額とする。

$$\text{月額料金} \times \frac{1}{\text{当該月の暦日数}} (\text{円未満切り捨て}) \times \text{本件業務を行った日数}$$

(契約金額の改定)

第4条 経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと思われるときは、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日の3箇月前までに、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その要否を決定するものとする。

(保安管理及び確認)

第5条 乙は、機器が常時正常な状態で稼働するよう保安管理を行うものとする。

2 乙は、本契約における作業方法等についてあらかじめ甲の承認を得るものとする。乙は、機器に障害が生じた場合は、甲の業務に支障を来さないように速やかに最良な状態に回復させなければならない。これに要する費用は、次の各号に掲げる場合を除き、乙の負担とする。

- (1) 天災地変その他これに類する災害による障害の場合
- (2) 甲の故意又は取扱上の重大な過失による障害の場合
- (3) 乙又は乙の指定した代理店以外の者による装置の改造、改ざんが行われたことによって生じた故障の場合

(支払遅延利息)

第6条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。

(2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第8条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこ

これらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第9条第1項に該当する場合

(4) 乙が第21条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5)前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として本件業務を行わなかった期間に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第9条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7

項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第10条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第8条第4項、第10条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第8条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

第12条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書等に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(業務の手直し)

第13条 甲は、本件業務が仕様書等に示すものに適合していないと認めた場合、乙にその業務の手直しを命ずることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(緊急の措置)

第14条 甲は、緊急の措置を要するときは、乙に対し所要の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙はそのとった措置について遅延なく甲に報告しなければならない。

2 前項の規定による措置に要した経費のうち、本件契約金額に含めること

が不相当と認められる部分の経費については、甲乙協議の上、これを負担するものとする。

(業務報告及び検査)

第15条 乙は、本件業務の結果を記録し、その都度甲に書面で報告を行い、必要に応じて甲の検査を受けるものとする。

(無償供与及び物品の支給)

第16条 本件業務に必要な電気、水、ガスその他の契約以外の物品については、甲の負担とする。

2 乙は、前項の規定により供与又は支給された物品等については、適切かつ効率的に使用しなければならない。

(業務上の損害)

第17条 乙は本件業務に当たり甲に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

また、第三者に損害を与えた場合も同様とする。ただし、これらの場合において、その原因が甲の責めに帰する事由によるとき、天災その他の不可抗力によるとき又は乙が契約に基づき善良に業務を遂行していたと認められるときはこの限りでない。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、津地方裁判所のみとする。

(秘密の保持)

第19条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第12条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第20条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第21条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第22条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

(特記事項)

第23条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県津市栄町一丁目100番地
支出負担行為担当官
三重県警察会計担当官 敦澤 洋司

乙

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
三重県警察会計担当官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までに、この申請書に添付の上、提出すること。

- ・ 再委託の相手方の会社概要
- ・ その他三重県警察が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
三重県警察会計担当官

別紙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人等（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。